

ネットいじめ

「ネットいじめ」とは

「ネットいじめ」とは、子どもたちがネットワークを用い、特定の人間に対して**人権侵害**を行う行為である。携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上の掲示板やブログなどに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、人権を侵害する内容のメールを送ったりする方法で、いじめを行っている。

また、いくつもの無料メールアドレスを取得して、1人の子どもがあたかも多くの子どもから攻撃を受けているような偽装をしたり、「なりすまし」(→p.69)の書き込みやメールを送信したりして、いじめを煽るような行為も起こっている。

ネットいじめの特徴

「ネットいじめ」には、次のような特徴がある。

- ・インターネットでは相手の顔が見えないので、通常のいじめのように相手との力関係が軽視され、その**匿名性**(→p.66)から、安易に**誹謗中傷**(→p.76)が行われるため、被害が深刻なものとなり、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまう。
- ・インターネット上に**個人情報**(→p.31)や顔写真などが掲載され、一度流出した個人情報は、回収することが困難となり、さらにそれらの情報が容易に配布されたり加工されたりすることから、いじめが広がり、不特定多数の他者から攻撃を受けるおそれがある。
- ・携帯電話を使ったいじめも増加していることにより、保護者や教師などがいじめの実態や状況を把握することが難しい。また、子どもが使う掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。
- ・ネットいじめを行なう側はあらかじめ痕跡を消すために、**インターネットカフェ**(→p.16)やプロキシサーバー経由で書き込みを行なうことも多いため、書き込んだ人間の特定が難しいケースが多い。
- ・国外のホスティングサービスを使った場合は、日

本の法令が適用されないケースもあることから、違法性の高い掲示板を国外のサーバーに置くことにより、管理人の責任を免れようとするケースもある。

ネットいじめを防ぐために

このようなネットいじめは、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、ネットいじめの予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要がある。

ネットいじめが見つかった場合の対応の流れ

- ① 被害の内容の確認を行う。人権侵害の書き込みやメールの送信があった場合には、それらの事実を記録したり印刷するなどして証拠を残す。
- ② 加害者を特定する。この場合、加害者が別人になりすましている場合もあるので、慎重に行わなければならない。場合によっては、警察に被害届を提出したり、専門家に相談したりする必要もある。
- ③ 加害者が特定できなかった場合でも、被害を受けている本人や保護者と相談した上で、学級や学校全体で指導を行う。逆に、加害者が特定できた場合でも犯人扱いせず、その子なりの理由や事情をくみ取ることも大切である。

事前予防として

日頃から人権教育を推進し、相手を思いやる気持ちを子どもたち自身が大切にする集団作りを行うことが大切である。そのために、**情報モラル**(→p.47)の指導が学校教育には求められている。